

平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 ビー プ ラ ッ ツ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤 田 健 治
(コード番号：4381 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 宮 崎 琢 磨
(TEL. 03-6687-8712)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 2 月 27 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 3 月 13 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 4 月 3 日（火曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 30 年 3 月 23 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、マネックス証券株式会社、いちよし証券株式会社、エース証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 3 月 23 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 3 月 27 日（火曜日）から
平成 30 年 3 月 30 日（金曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 4 月 4 日（水曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|--|---|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 50,000 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | P0 Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands | |
| | Globis Fund III, L.P. | 18,700 株 |
| | 東京都港区 | |
| | 藤田健治 | 10,000 株 |
| | 東京都豊島区 | |
| | 篠崎明 | 8,000 株 |
| | 東京都千代田区 | |
| | 宮崎琢磨 | 8,000 株 |
| | P0 Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands | |
| | Globis Fund III (B), L.P. | 5,300 株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受けする。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|--|------------------------------|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 22,500 株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 | 22,500 株（上限） |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 22,500 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成 30 年 5 月 1 日（火曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成 30 年 5 月 2 日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 30 年 3 月 23 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記 1. における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記 3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 100,000 株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 50,000 株
オーバーアロットメントによる売出し

22,500 株

(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年3月15日（木曜日）から
平成30年3月22日（木曜日）まで

(3) 価格決定日 平成30年3月23日（金曜日）
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年3月27日（火曜日）から
平成30年3月30日（金曜日）まで

(5) 払込期日 平成30年4月3日（火曜日）

(6) 株式受渡期日 平成30年4月4日（水曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である藤田健治（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、平成30年4月4日から平成30年4月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,009,480株
公募による増加株式数	100,000株
第三者割当増資による増加株式数	22,500株（最大）
増加後の発行済株式総数	1,131,980株（最大）

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 166,120 千円（*）は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額 38,502 千円（*）と合わせて、全額をソフトウェア開発に係る設備資金として以下に充当する予定であります。

ソフトウェア開発

サブスクリプション事業の拡大を図るための自社プロダクト(Bplats®)の開発に係る資金として、平成 31 年 3 月期に全額を充当する予定であります。

資金の具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

* 有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,860 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社では、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、当事業年度までの過去において配当を行っておりません。当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、毎期の業績並びに繰越利益剰余金のマイナスを含む財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

（2）内部留保資金の使途

当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、毎期の業績並びに繰越利益剰余金のマイナスを含む財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	73.99 円	13.00 円	△32.40 円
1 株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)
実績配当性向	- %	- %	- %
自己資本当期純利益率	3.1%	10.1%	- %
純資産配当率	- %	- %	- %

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本 (期首・期末の平均) で除した数値であります。平成 29 年 3 月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 当社は、平成 29 年 11 月 30 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っておりますが、平成 28 年 3 月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
5. 上記 4. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人 (現 日本取引所自主規制法人) の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) 』の作成上の留意点について」 (平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号) に基づき、平成 27 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成 27 年 3 月期の数値 (1株当たり配当額については全ての数値) については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	3.70 円	13.00 円	△32.40 円
1 株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)

5. ロックアップについて

上記 1. の公募による募集株式発行並びに上記 2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人かつ売出人である藤田健治並びに売出人である篠崎明及び宮崎琢磨並びに当社株主である東京センチュリー株式会社、株式会社 Showcase Capital、株式会社ネットワーク、Growth Tree Ltd、花輪正一、TKS パートナーズ株式会社、岩澤英樹、片山美枝子、任力及び斉藤純一は、野村證券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場 (売買開始) 日 (当日を含む) 後 90 日目の平成 30 年 7 月 2 日までの期間中は、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等 (ただし、上記 2. の引受人の買取引受による売出し及び上記 3. のオーバーアロットメントによ

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

る売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨を合意しております。

また、売出人である Globis Fund III, L.P. 及び Globis Fund III (B), L.P. 並びに当社株主である NVCC 8 号投資事業有限責任組合は、野村證券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 90 日目の平成 30 年 7 月 2 日までの期間中は、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記 2. の引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の平成 30 年 9 月 30 日までの期間中は、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記 1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成 30 年 2 月 27 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨を合意しております。なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(東京センチュリー株式会社)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。